

C 保存整備計画

建物の地下および裏庭についての発掘調査は未実施で遺構の残存状況は不明であるが、引き続き、現状を維持していく。

三番宿については建物の構造や川越しにおける番宿の機能を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、川越人足が待機していた詰所の概要等を理解し体験できる施設として整備を行う。

また、川越し関連団体の利用など利活用の機能についても検討する。さらに、耐震診断を行い、地震による損壊の軽減と見学者等の安全確保のための耐震補強工事を順次実施する。



三番宿

(カ) 十番宿

A 建物の沿革

十番宿の建物の建築年代は詳らかでないが、屋根の形状等から明治中期以降のものと考えられる。昭和54年(1979)に復元整備が行われて現在に至っている。北側に延びた屋根の軒下に玄関から延びる土間が、L字に曲がって裏口に通じている。土間奥の勝手部分の窓は無双窓となっている。

かつての所有者はもともと金谷の出身で江戸時代に現在の地に入植して農業を営み、昼間は住居を番宿として貸していたという。

B 建物の概要

表11 建物の概要

構造	木造 平屋建
寸法	桁行4間半×梁行4間
間取り	6畳(2) 板間6畳(1) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き(前面軒銅板葺き)
外壁	板壁
建具	引戸、 ^{しよみど} 蔀戸
整備年	昭和57年(1982)
所有	市

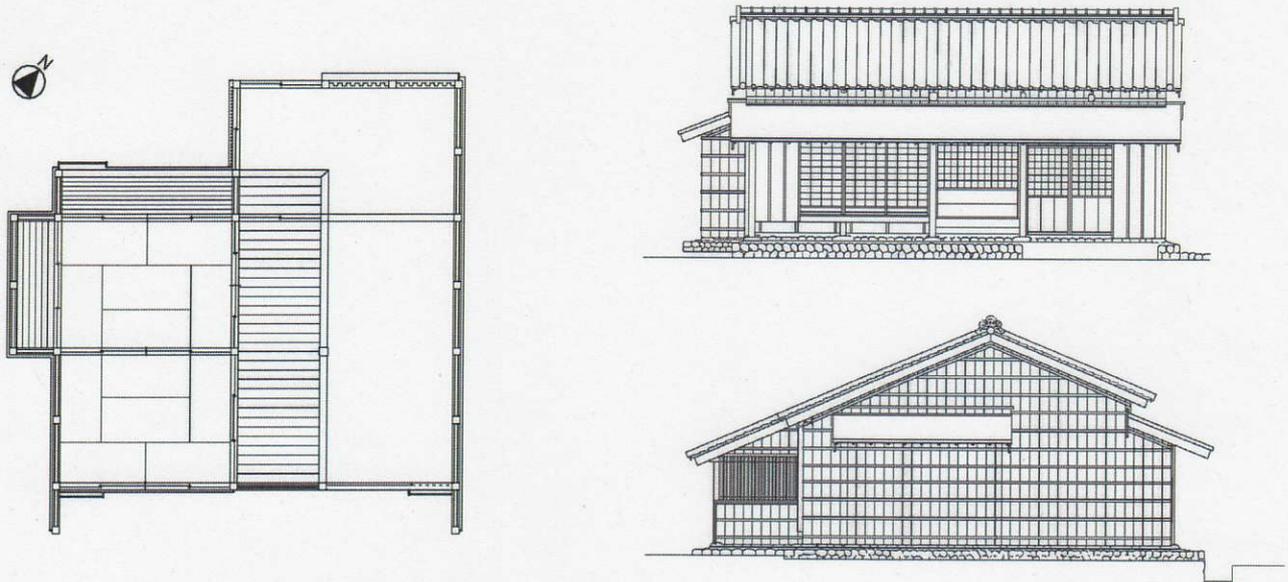


図22 十番宿平面及び立面図

C 保存整備計画

建物の地下遺構については不明であるが、建物の裏庭には昔の納屋もしくは厩の礎石の一部が露出しており、遺構が埋蔵されている可能性がある。現状を維持しつつ、必要に応じて盛土による保護を行う。

建物内部は川越しにおける機能や建物の構造を展示紹介するとともに、川越し場の暮らしを紹介するため、川越人足が待機していた詰所の概要等を体験できる施設として整備を行う。また、耐震診断を行い、地震による損壊の軽減と見学者等の安全確保のための耐震補強工事を順次実施する。



十番宿

② 保護対象範囲ゾーン

旧桜井家住宅（博物館分館）

A 建物の沿革

桜井家は江戸時代から代々この地に住む旧家で江戸時代は造り酒屋も営んでいた。現在ある旧桜井家住宅は、大地主で金融業を営む大地主であった桜井正蔵家の住宅で明治33年の建築である。玄関東側にはかつての女中部屋に使った座敷があり、その奥の土間にはカマドが残っている。通り庭を挟んで反対側は住居スペースで1階は11部屋、2階は2部屋ある。装飾などは少ないものの、豪壮なつくりで一部には数奇屋風の造りも見られる。また建物と街道の間には小川が流れる日本庭園もあり、生い茂る樹木は川越遺跡の景観木にもなっている。平成12年に島田市が買い取った後、博物館分館の一部として公開されている。

B 建物の概要

表12 建物の概要

構造	木造 2階建
寸法	桁行5間半×梁行4間
間取り	1階12.5畳(1)、10畳(1)、8畳(2)、6畳(5)、4.5畳(2)、3畳(1) 2階6畳(1)、8畳(2) 注：カッコ内は部屋数
屋根	寄棟、棧瓦葺き
外壁	板壁
建具	ガラス戸
整備年	平成11年(1999)
所有	市

C 保存整備計画

江戸時代に酒造業を営んでいた当時の遺構は残っておらず、海野光弘版画記念館の裏に井戸が残っており現在も使用されている。引き続き現状を維持していく。



旧桜井家住宅（島田市博物館分館）

平成 30 年 9 月 18 日作成

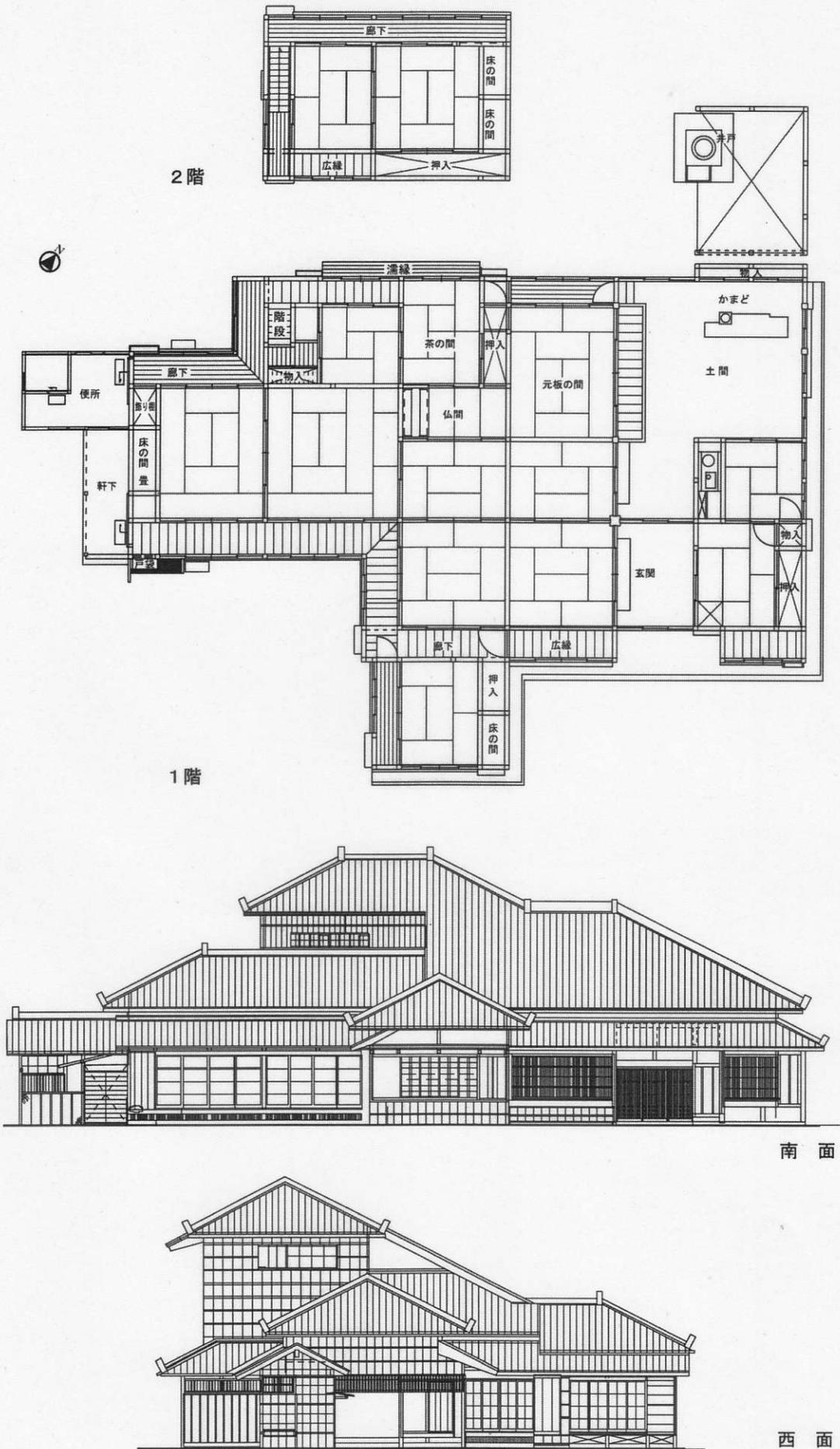


図23 島田市博物館分館（旧桜井邸）平面及び立面図

第 4 節 復旧（修理）に関する計画

1 復旧（修理）の基本的な考え方

史跡の構成要素のき損については、将来発生することを想定し、その際の対処法を検討しておくことで被害を最小限に食い止めることができると考える。あらかじめ対処法を検討しておくためには、構成要素の基礎的な調査を実施し、現状と元の形態がどのようなものであったかを把握する必要がある。また、基礎的調査を実施することは、今後発生しうるき損の想定にもつながり、予防等の措置を講ずることもできる。残念ながら発生してしまったき損についてはそのき損状況を的確に把握し、き損の原因を解明し、基礎的調査のデータやこれまでの修理記録等と照らし合わせながら、その対策を検討し、国・県の指導を仰ぎながら復旧（修理）を進めていく。復旧（修理）については、従来の工法でももとの形態に復旧（修理）することを基本とする。

現在、史跡内にある遺構および歴史的建造物等については大きな修理を必要とするき損はないが、今後発生した際は整備事業の中で計画的に復旧（修理）を進めていく。なお、緊急を要するき損構については、その都度迅速に対応する。

この他、復旧（修理）については伝統的な工法や職人の高い技術を見ることができる貴重な機会でもあるため、見学会を開催するなど文化財保護の啓発にも努める。

2 遺構の復旧（修理）

遺構の復旧（修理）については風化や劣化・崩落などの状況に応じて復旧（修理）の手法を検討し、対策を講じる。なお、遺構の復旧（修理）については次節の地形造成に関する計画とも関わるため、一体的に検討し対策を講じる。

3 歴史的建造物等の復旧（修理）

川会所をはじめ番宿等の歴史的建造物等の復旧（修理）については、従来の伝統工法による手法でももとの形態へ復旧（修理）を行うことを基本とするが、建物の保護や見学者の安全確保、長寿命化等の観点から、必要に応じて現代工法も取り入れて行う。その際、復旧（修理）の度に復旧修理の工法や資材の材質が大きく変ることがないように、今後、復旧（修理）のためのガイドラインを別途作成し、それに基づいて復旧（修理）を行う。



ルーフィングの施工



プラスチックフィルム加工した障子紙

第5節 地形造成に関する計画

遺跡内の地形は川越し場の地割を残す遺構で、川越しが行われていた証であり、指定の根拠でもある。このため土地の造成については遺構の改変等がないよう配慮する。なお、計画地の造成の基本的な考え方は以下のとおりである。

1 地形の維持

発掘調査の実施、遺構表示施設の設置、樹木の植栽等にもなう最小限の改変を除き、現在の地形を維持するものとする。

2 遺構保護の造成

遺構の復元、表示等の整備に際しては、平面の連担性を考慮しながら、遺構を損傷することのないよう遺構面保護のための盛土を行う。

3 重機等の取扱い

工事に際して、遺構に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いについては、十分配慮する。

第6節 遺構の表現にかかわる計画

発掘調査などによって新たに明らかとなった遺構については、それらの確実な保護を前提とし遺構の分析を行ったうえで、より効果的な手法による遺構の表示を実施する。

1 川会所の復元整備

川会所は、川役人が詰めた役所で、旅人に川札を販売するとともに川札の値段や川留め、川明けの決定をするなど川越し業務を統括する最も重要な場所であった。また、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』にも登場するなど作品の舞台にもなった場所である。

川会所の建物の保護を目的にかつて川会所が建っていた川会所跡から約60m西の水田だった場所を造成して昭和46年に移築復元した。現在、移築から50年近く経過し、傷みも目立ちはじめ耐震化も含めた保存整備を必要としている。また、川会所が離れた場所に建っていることは、川会所と札場や立合宿、番宿の関係を見学者に理解させることを難しくしている。

市では遺跡の保全を目的に平成28年に川会所跡の土地を取得し、今後、文献調査や発掘調査等の成果をふまえ川会所建物の移築復元を目指す。現在、川会所が建っている場所については、遺跡の歴史的建造物を火災から守るための防火水槽が地下に埋設されており、引き続き防火施設としての機能を有しつつ、見学者の休憩を目的に道路を挟んで隣接する川越茶屋と一体的な広場として利活用を図る。



川会所跡

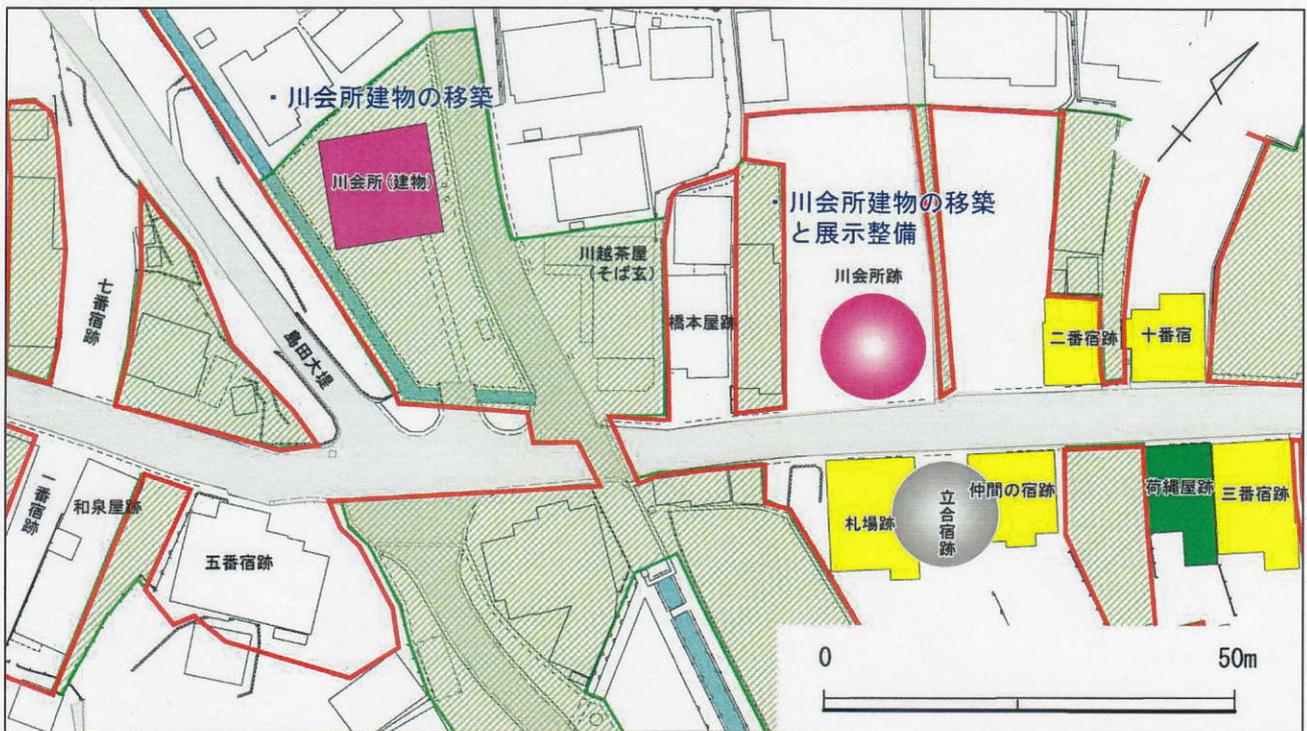


図 24 移築前と移築後の位置

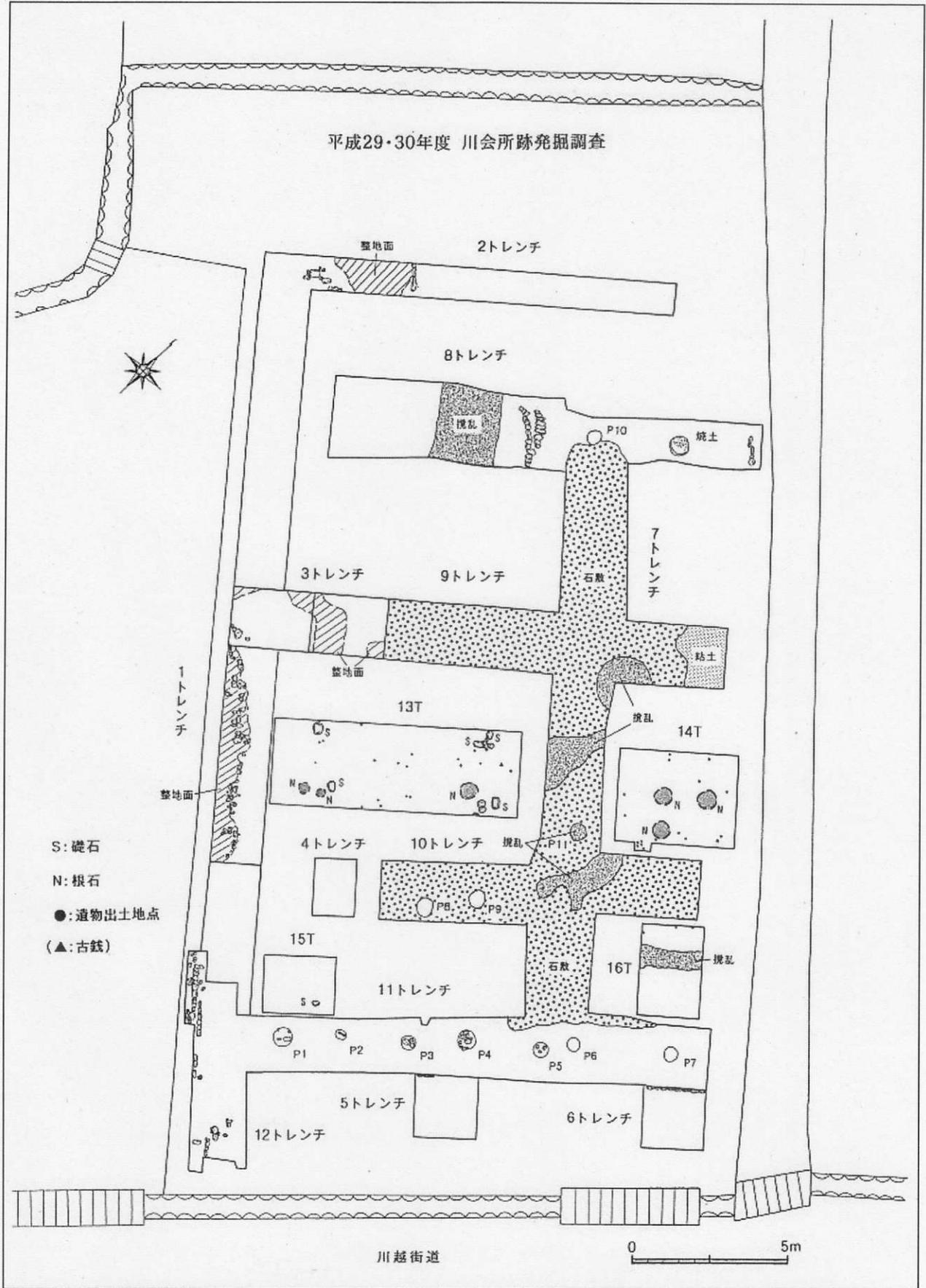


図25 川会所跡 発掘調査遺構図

2 立合宿の復元整備

立合宿の建物については、かつての土地所有者が市内稲荷町 4 丁目の個人へ大正年間に売却し、現地で移築されていた（『島田宿大井川川越遺跡保全整備計画報告書』昭和 55 年）。平成 10 年に立合宿の土地を市が取得したため、発掘調査を実施し、建物跡の遺構を検出した（『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』平成 27 年）。また、平成 14 年には稲荷町に移築された立合宿の図面作成と柱等の部材調査を行った。この調査において、一部に建築当初の部材が残っていることが判明し、その後、所有者から建物を解体処分する連絡があったため、平成 28 年に建物の解体調査を行うとともに、柱や梁などの軸部の要材については番付を行って市の倉庫に保管した。この調査において、立合宿の建物が間口 3 間、桁行 7 間の平屋建てで、緩い勾配の屋根をその後、瓦葺きにするために改造したことが判明した。

このように立合宿についても立合人の役割や川越制度のしくみ、当時の建築を見学者がより深く理解でき、川越遺跡の歴史的な町並み景観を向上させるため、立合宿跡に復元整備を目指す。

表 13 建物の概要（推定復元）

構造	木造 平屋建
寸法	桁行3間×梁行6間
間取り	8畳(3) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き（又は板葺き）
外壁	板壁
建具	引戸・ ^{しとみど} 蔀戸

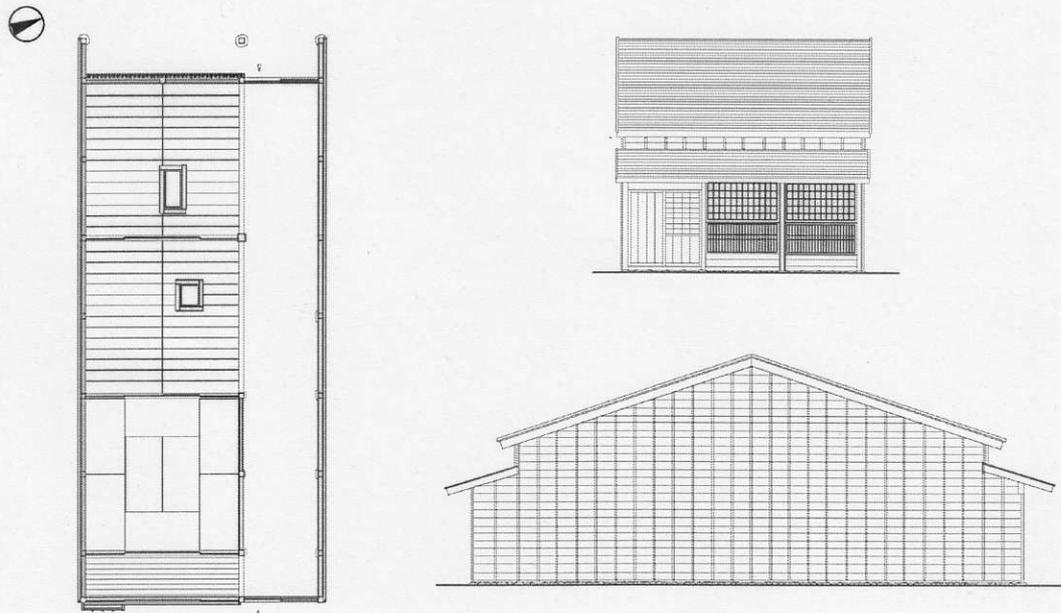


図 26 立合宿平面及び立面図（推定復元図）

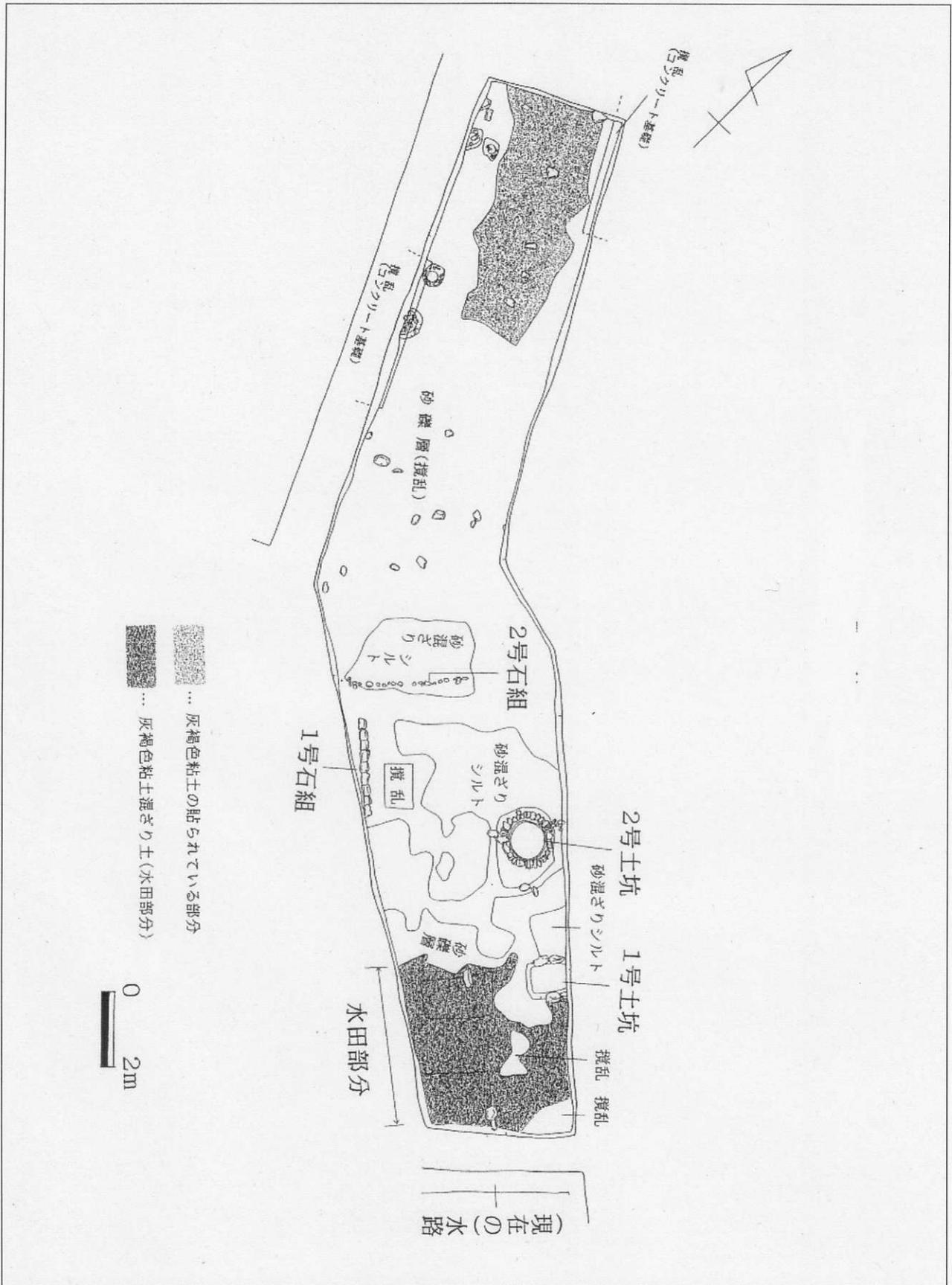


図 27 立合宿発掘調査遺構図